

第8期第13回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午後2時00分から午後2時31分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	△	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	△	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 鶴川農業者税対策委員会委員の推薦に関する件

第6 報告第4号 農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件

第7 報告第5号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件

第8 報告第6号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第9 報告第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第2号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件

第12 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。 欠席は8番・藤井委員、13番・中田委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第13回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、2番・清水委員、3番・小林委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告7件、議案3件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は2ページからです。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。 7件、11筆、面積は11筆合計81,203㎡で1番から5番と7番は売買へ移行するまでの使用貸借で、6番は基盤強化促進法による賃貸借でしたが、7月3日、7日に価格調整会議を終え、解約に至ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 7月につきましては、議案書に記載のとおり、11日に川西地区委員会を開催しております。川西地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定1件について審議した結果、適当と判断しております。以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「鵠川農業者税対策委員会委員の推薦に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第3号、鵠川農業者税対策委員の推薦に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書6ページをお開き願います。 記載のとおり、鵠川農業者税対策委員会会長より、役員改選に伴い、農業委員会委員から理事1名の推薦依頼がありましたので、議案書7ページにあるとおり、6月25日付けで佐々木会長を推薦いたしましたのでご報告申し上げます。以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第6 報告第4号「農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第4号、農業者経営移譲年金及び特例付加年金受給者の現況確認の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書9ページをお開き願います。 鵠川地区73名のうち、川西地区37名、川東地区36名、穂別地区27名、合計100名の方が経営移譲年金等を受給してございます。経営移譲年金や特例付加年金の受給者は毎年6月に支給停止事由に該当しない事を確認するため、現況届の提出をしていただいておりますが、全員から提出があり支給停止事由に該当しておらず実態を伴った経営移譲であることを確認しました。 支給停止事由の項目としては、受給者本人が自ら農業を営んでいることなどですが、今後も支給停止事由に該当しないことを皆様の日頃の点検等からお願いし、何かあれば相談や情報提供をお願いいたします。以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑はありませんか。
- (発言なし)
- 議 長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第7 報告第5号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 報告第5号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件について、ご報告申し上げます。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。
議案書11ページをお開き願います。
【議案書を朗読】
以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
- 2 6 番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
- 1 6 番 2番、3番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
- 6 番 4番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
- 2 0 番 5番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
- 2 1 番 6番、7番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第5号について、質疑はありませんか。
- (発言なし)
- 議 長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第8 報告第6号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	報告第6号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。議案書は13ページです。 【議案書を朗読】 なお、買入協議結果については、議案書14ページから19ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第6号について、質疑はありませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第6号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第9 報告第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は20ページからになります。 先月の農業委員会総会で承認いただきました、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書21ページ、22ページのとおり北海道農業公社より、令和7年7月2日付けでむかわ町へ計画の決定及び認可申請があり、令和7年7月14日付けでむかわ町の公告がされましたことを報告いたします。以上で報告第7号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第7号について、質疑はございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第7号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第10 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書24ページをお開き願います。 【議案書を朗読】 1番につきましては、相手方の要望により売買するものです。 以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 議案書25ページと26ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく

事務局

議長

26 番

事務局の説明があったとおり農地を売買する案件ですが、取得後はブロックリー、カボチャ等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長

(発言なし)

議長

(異議なしの声あり)

議長

次に、日程第１１ 議案第２号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、
 の同居の親族が譲受人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

事務局

議案書は28ページです。

農地売買等事業に関する農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、農地管理機構に対し農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。

【議案書を朗読】

1 番から 7 番は、農地売買等事業の即売りタイプの売買による所有権移転です。

続いて議案書 38 ページをお開きください。

事務局

【議案書を朗読】

1 番から 6 番は農地売買等事業の貸付タイプで買入協議に伴う所有権移転です。

所有権の移転時期は、いずれも告示日からとなります。

なお、この計画要請の内容は、37 ページに添付のあります、機構法第 18 条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、即売りタイプは 31 ページから 36 ページに、貸付タイプは 40 ページから 45 ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第 12 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。議案書は 46 ページです。

【議案書を朗読】

1 番について、転貸者は北海道農業公社で[]の所有農地を[]へ賃貸借します。合計[]筆で、面積は[]、賃料は総額[]です。賃貸期間については、告示日から令和 11 年 12 月末となっております。なお、この計画要請の内容は、48 ページに添付のあります、機構法第 18 条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、49 ページに添付しておりますのでご確認願います。以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

議 長 せんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。